

事業所向け 新型コロナワクチン接種の登録について

登録対象は新冠町内の事業所に勤務している新冠町民以外の従業員です。

新冠町では、接種対象の12歳以上の町民の皆様への接種及び予約登録が78.4%（7月14日現在）となりました。

このことにより、今後接種を希望される町民の皆様への接種について、再募集を行い、接種完了後の対応として、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ワクチンの残数を基に新冠町内の事業所に勤務している新冠町民以外の従業員の方々への接種を進めます。

接種希望される従業員のいる事業所は、役場保健福祉課まで電話にて登録をお願いいたします。

◆まずはキャンセル対応での接種、その後接種日を決定

今後のスケジュール

①町内の事業所に勤務する新冠町民以外の従業員の接種希望者がいる事業所登録

事業所登録は8月6日まで登録を受付（電話 47-2113）

受付先：新冠町役場保健福祉課まで（電話 47-2113）ご連絡をお願いします。

提出書類及び連絡先等の確認後登録となります。接種にはお住まいの市町村から接種券を取り寄せる必要があります。

②新冠町民のキャンセル対応として接種（8/2～8/7 及び中旬以降）

新冠町民が接種日に体調不良等によりキャンセルする場合に①で登録していただいた方から接種をしていただきます。キャンセルが出た場合に、役場から①で登録した事業所に接種の調整連絡をいたしますので、事業所にて接種する方を決めていただきます。

③キャンセル対応以外の接種

②でキャンセル対応接種とならなかった従業員のワクチン接種については、新冠町民への接種が終了後、調整させていただきますが、住民登録地の市町村での接種の方が早く順番がくる場合もあります。また、ワクチン残数により希望する方全員が接種できない場合もありますので、ご了承願います。

●お問合せ・事業所登録先

新冠町役場保健福祉課 0146-47-2113（直通）